

新型コロナウイルス感染症対策に関する 日本看護協会の取り組み



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井トシ子

本日の内容

1. 全国の院内感染の状況

2. 医療現場の現状

1) 医療施設の現状

2) 訪問看護・介護施設の現状

3) 防護関連用具や衛生材料の不足について

4) 看護提供体制の現状について

5) 看護職のメンタルヘルスの現状について

6) 新型コロナウイルスによる医療従事者への嫌悪や差別、偏見

3. 日本看護協会の取り組み

1) 専門性の高い看護師の活躍の促進

2) 看護職の確保の状況

3) 課題解決のための国への要望

4) 新型コロナウイルス感染症に関する看護職への支援

5) ICN(国際看護師協会)との連携

6) 日本看護協会からの提言

4. 国民の皆様へ 看護職の皆様へ

1. 全国の院内感染の状況



1. 全国の院内感染の状況

新型コロナウイルス感染症 院内感染発生施設数と院内感染者総数

院内感染として集計したもの

- 院内感染もしくは院内感染の疑いとして発表されている事例
 - ・同一施設で複数名の感染者がいる
 - ・一定期間入院している患者が陽性反応となった
 - ・複数の医療関係者が感染したが、集合研修や勤務時間外での濃厚接触(会食)も考えうる場合

院内感染非該当としたもの

- ・単独の患者もしくは職員が感染したが、その後院内での感染者がいない



(2020年4月20日現在)

19都道府県
54施設
783人

北海道	: 7施設	計95人
茨城県	: 2施設	計23人
群馬県	: 2施設	計11人
埼玉県	: 3施設	計24人
東京都	: 8施設	計375人
神奈川県	: 5施設	計15人
山梨県	: 1施設	計3人
富山県	: 1施設	計2人
石川県	: 1施設	計7人
福井県	: 1施設	計5人
愛知県	: 7施設	計27人
滋賀県	: 1施設	計1人
京都府	: 2施設	計26人
大阪府	: 1施設	計41人
兵庫県	: 5施設	計55人
和歌山県	: 1施設	計6人
高知県	: 1施設	計2人
福岡県	: 3施設	計55人
大分県	: 2施設	計10人

※各医療機関のホームページに掲載されている情報、並びにNHKの報道を参考に
日本看護協会が集計

2. 医療現場の現状

- 
- 1) 医療施設の現状
 - 2) 訪問看護・介護施設の現状
 - 3) 防護関連用具や衛生材料の不足について
 - 4) 看護提供体制の現状について
 - 5) 看護職のメンタルヘルスの現状について
 - 6) 新型コロナウイルスによる医療従事者への嫌悪や差別、偏見

2-1) 医療施設の現状

- 新型コロナウイルス患者(以下感染患者)を急速受けることが決定し、施設のゾーニング、病床の用意、そこに従事する看護職を含む医療従事者のマニュアル整備、衛生材料や防護関連用具の確保等、様々な対応に追われている。しかし、個人防護具の不足により、十分な感染防止策が取れない。
- 感染患者の受け入れのためには、通常の看護師配置数よりも増員する必要性があり、看護管理者は様々な調整を行い対応している。具体的には、集中治療室に入室が必要な手術の延期や、外来患者の予約キャンセルなどによる患者数の減少などから、手術室看護師、外来看護師等の病棟への移動、また一般病棟を閉鎖し看護師を移動するなどして人員配置の再調整を行っている。
- また、感染患者へのケアは、看護の根本にかかるジレンマを生じさせている。患者の傍に寄り添い、触れるなどが制限され、看護管理者は、看護職の入室回数、滞在時間をチェックしている。お亡くなりになった後のエンゼルケアも行えず、敬意を表した一札で納体袋でお見送りするなど、これまで体験し得なかった状況が今起こっておりストレスフルな状況にある。
- 新型コロナウイルス感染が拡大する中、感染患者が入院している医療機関名が報道されたことにより、業務終了後所属機関からタクシー乗車しようとした際、看護職という理由で乗車を拒否されたという声や、看護師の子どもが通う保育所等から預かりの自粛を求められたり、いじめを受けている、などの状況があり差別や偏見がある。

2-2) 訪問看護・介護施設の現状

- ・在宅で療養する方々は様々な合併症をもっており、重症化リスクが高い
- ・利用者と家族は行動範囲が個々に異なるため、常に感染のリスクがある中で生活している
- ・利用者・家族の中には発熱や咳などの症状が続いている方もいるため、1日に複数件の訪問をする看護師は媒介者とならないよう注意が必要
- ・介護施設ではマスク着用や消毒の必要性を理解できない方もいる
- ・家族の面会制限やレクリエーションの中止などにより、心身機能の維持が困難な状況にある
- ・介護施設では感染管理に関わる看護師の業務負担が増えている
- ・PCR検査陽性者の増加を想定した対策が求められている。

- 消毒液・マスクが不足している
- ガウン等の防護用品が不足する中でゴミ袋や事務用品等で代替品を作成する事業所もある



2-3) 防護関連用具や衛生材料の不足について

- ✓ PPE(個人用防護具)の不足により、十分な感染防止策が取れない。
- ✓ 感染者を受け入れている施設だけではなく、すべての医療機関・訪問看護ステーション・介護施設等で医療資材が不足している。

<医療機関>

- 病院看護師でコロナ感染症の患者を扱っているが、防護服が足りず、75リットルのビニール袋を使用して対応に当たっている。
- 現在マスク・エプロン等のPPEが入手困難であり、クリニックでも在庫がない。その状況で検査を実施するために、看護師が通常の診察室とは別室で、PPEなしに対応してほしいと院長からの指示があった。
- マスクやアルコール消毒、ガウンが特に不足しており、マスクを使用できるスタッフや使用枚数が限られている。
- 感染症者を受け入れていないが、輸入中止による手術用のガーゼが不足している。

<訪問看護ステーション>

- 訪問看護ステーションで、マスク・アルコール消毒が不足している。
- 訪問看護の現場でPPE・エタノール・ガーゼ等の衛生材料が不足、調達できない。

<介護施設>

- 介護老人保健施設にて勤務しているが、防護関連用具が不足している。今後コロナの患者も受け入れる予定だが十分な対策ができていない中受け入れることに抵抗を感じている。

2-4) ①看護提供体制の現状について ～一般病棟における看護師必要数～

✓ 集中治療室が満床になると、一般病棟においても人工呼吸器管理が必要な患者を受け入れることになる。また、多床室中心の病棟は、コロナ患者専用の病棟にする必要がある。

- 一般病棟入院基本料の看護師配置は、一人の看護師が7人の患者を受け持つ7対1と一人の看護師が10人の患者を受け持つ10対1の2種類がある。
- 40床の病棟では、7対1看護師配置の場合は最低29人、10対1の場合は最低20人の看護師を配置する。
- 一般病棟で人工呼吸器使用のコロナ患者の管理を行う場合は、さらに手厚く看護師を配置する必要がある。ハイケアユニット基準の一人の看護師が4人の患者を受け持つ4対1看護師配置の場合は48人、仮に5対1看護師配置とした場合は、39人必要となる。
- 看護師を集中治療室へ配置するための調整を行っているため、一般病棟で必要な看護師数を確保することが厳しくなっている。その対応として、一般病棟を一時的に閉じる医療機関もある。

2-4)-②看護提供体制の現状について 一般病棟で感染者を受け入れる場合の看護師必要数

(単位:人)

	配置要件 <患者:看護師>	看護師の最低必要人数
一般病床40床の場合	7 : 1	29
	10 : 1	20



	通常の 配置要件	最低 必要人数 (A)	配置要件	看護師の 増員数 (B)	必要人数 の合計 (A+B)
一般病床40床の場合 <例> ・人工呼吸器を数台稼働 ・他の患者は防護具を装着してケア	7 : 1	29	4 : 1	19	48
	10 : 1	20	5 : 1	10	39
			4 : 1	28	48
			5 : 1	19	39

一般床の必要看護師数に加味した条件：月の夜勤時間 72時間

2-4) -③看護提供体制の現状について ～集中治療室10床における看護師の必要数～

集中治療室10床における呼吸器使用状況ごとにみた看護師配置必要数

	配置基準 患者：看護師	看護師配置数 (人)	増員数 (人)
集中治療室 10床	常時2対1 (患者2人に対して看護師1人)	24	—
	10人の患者が人工呼吸器装着 常時1対1 (患者1人に対して看護師1人)	48	24
	10人の患者のうちECMO装着 2人 10人の患者のうち人工呼吸器装着 8人	20 39 計59	35
	10人の患者全員ECMO装着常時1対2 (患者1人に対して看護師2人)	96	72

➤ これらに対応するために、看護管理者は様々な調整を行い、対応している。
 集中治療室に入室が必要な手術を延期、病棟閉鎖、外来患者の予約キャンセルなどで一般の患者が少なくなった分、一般病棟看護師、手術室看護師、外来看護師の移動・調整などによって、集中治療室の看護師を確保している。

2-5) 看護職のメンタルヘルスの現状について

- ✓ 日本看護協会への問い合わせについても、現在、医療現場で働く看護職から、メンタルヘルスに関する相談が寄せられている
- ✓ 日本においても、今後、医療従事者のメンタルヘルスに注意する必要がある

- 感染者を受け入れる病棟が限られる中で、対応する看護師も単身者等の条件で選抜され、自らの感染・家族への感染が不安で精神的に辛い。
- 妊娠を継続しながら医療機関で勤務しており、家族からは「出勤するな」と言われ、とはいえ看護職としての使命感と一緒に働いてきた仲間を蔑ろにできず、苦しい。
- 新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになった場合、エンゼルケアもできずに一礼して納体袋に入れて見送ることになり、今まで実践してきたことができないことによる不全感があり、苦悩する。

中国で行われた調査において、コロナウイルスに直面する医療者の精神的な負担の大きさ明らかになった

【調査概要】

- ・調査対象者：コロナウイルスに曝されている医療従事者（医師・看護師）
- ・調査参加率：68.7%、看護師60.8%、医師39.2%
- ・調査実施時期：2020年1月29日～2月3日

【調査結果】

コロナウイルスに対応に従事する医療従事者のうち、最前線従事者・女性・特に看護師にかかる心理的ストレスが非常に大きく、それぞれの数値は全体を上回っている。（表1）

表1 うつ症状、不安、不眠症、および苦痛症状の有無(%)

		全体	看護師	女性	最前線従事者
うつ症状	症状なし	49.6	46.5	46.8	41.5
	症状あり	50.4	53.6	53	58.4
不安	症状なし	55.4	52.9	52.6	48.4
	症状あり	44.6	47.1	47.2	51.3
不眠症	症状なし	66	61.8	64.5	59.3
	症状あり	34	38.2	35.3	40.5
苦痛症状	症状なし	28.5	25.5	24.4	23.7
	症状あり	71.5	74.4	75.4	76

「Factors Associated With Mental Health Outcomes Among Health Care Workers Exposed to Coronavirus Disease 2019」 Jianbo Lai, Ying Wang, March 23, 2020

2-6) 新型コロナウイルスによる医療従事者への嫌悪や差別、偏見

- ✓ 医療従事者の生活が脅かされることで医療崩壊へつながる恐れがある。
- ✓ 風評被害、差別は公的財産である医療を支える看護職の損失につながっている。
- ✓ 医療現場では、院内感染を防ぐため、懸命に取り組んでいる。国民の皆様が不安であることも理解するが、医療関係者の日々の取り組み、PCR検査結果を信頼し、支えていただきたい。

《新型コロナウイルス感染症の対応は3つの感染症を引き起こす》

第1：生物学的感染症、ウイルスによって惹き起こされる「疾病」

第2：心理学的感染症、治療法が確立されていない等、強い「不安や恐れ」

第3：社会学的感染症、不安や恐怖が生み出す「嫌悪・差別・偏見」

＜看護職自身に向けられた差別や偏見＞

- 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関の看護職の子供が、保育園の登園の自粛を求められた。
- 医療機関での業務終了後、タクシーに乗車しようとした際、看護職という理由で乗車を拒否された。
- 馴染みの定食屋等から看護職は来店しないでほしいと言われた。

＜看護職の家族に向けられた差別や偏見＞

- 感染症病床で勤務していることが夫の会社に知られ、夫が勤務先より休むよう言わされた。
- 親が新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関に勤務していることを理由に、学校で子供がいじめにあった。

3. 日本看護協会の取り組み

- 
- 1) 専門性の高い看護師の活躍の促進
 - 2) 看護職の確保の状況
 - 3) 課題解決のための国への要望
 - 4) 新型コロナウイルス感染症に関する看護職への支援
 - 5) ICN（国際看護師協会）との連携
 - 6) 日本看護協会からの提言

3-1) 専門性の高い看護師の活躍の促進

専門性の高い看護師：認定看護師・専門看護師

■ 感染管理認定看護師

- ・ 感染症患者を受け入れている病院や水際対策で、あるいは、クラスター感染などが生じた際に、感染管理の専門家として、感染管理認定看護師などが協力要請を受け現場に入り活動
- ・ 現場で感染患者の対応や感染が拡大しないようなケアの仕方を、現場の看護師に指導を行うことや、施設内の汚染区域や清潔区域の区分け、また、このような区域に対するスタッフ配置などの助言

■ そのほかの専門性の高い看護師

- ・ 感染症看護専門看護師
- ・ 急性・重症患者看護専門看護師
- ・ 集中ケア認定看護師
- ・ 救急看護認定看護師
- ・ 慢性呼吸器疾患認定看護師

など

集中治療室など集中治療場面
で人工呼吸器、ECMO装着患
者・看護・ケア
・スタッフナースの指導
・ケア調整

などにあたる

3-2) ① 看護職の確保の状況 ~ナースセンターとは~

1992年「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき設置

- 中央ナースセンターは、厚生労働省から日本看護協会が指定を受け運営
- 都道府県ナースセンターは、都道府県から都道府県の看護協会が指定を受け運営

47都道府県には、都道府県ナースセンターがあり、看護職確保対策に向けた取り組みを実施している

中央ナースセンターの事業

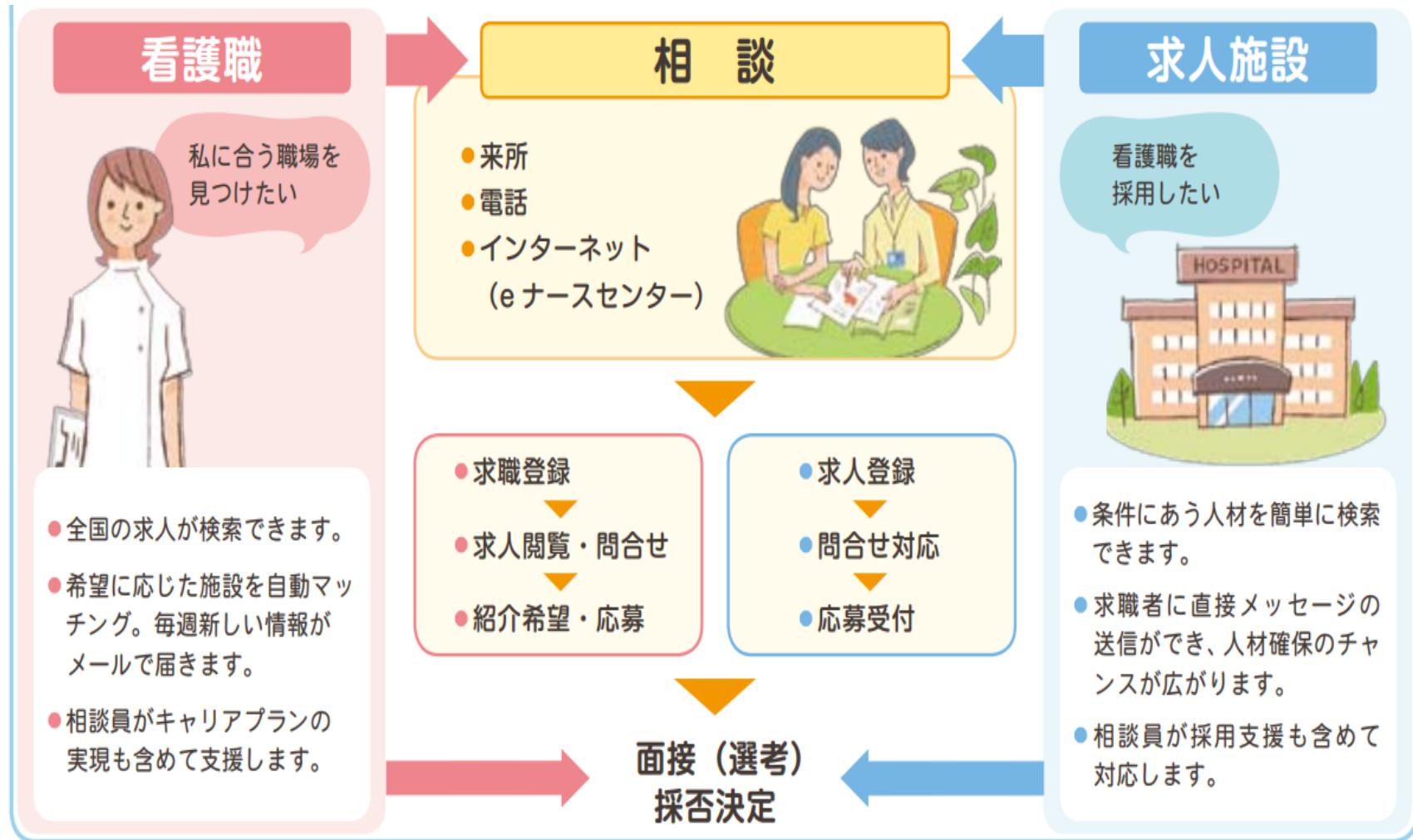
1. 都道府県ナースセンター事業の後方支援
2. 無料職業紹介サイト「eナースセンター」の管理・運用
3. 各ナースセンターの連携強化・相談業務強化
4. eナースセンター登録データの分析・各種報告書作成

無料職業紹介をインターネット上で行っている：<https://www.nurse-center.net/nccs/>

47都道府県ナースセンターの事業

1. 「看護の心」普及事業
2. 潜在看護職の把握等の調査
3. 看護職の無料職業紹介事業（ナースバンク事業）
4. 再就業支援等の研修の実施

3-2)-②看護職の確保の状況～ナースセンターとは～



3-2)-③看護職の確保の状況

～潜在看護職への呼びかけ～

令和2年2月28日 厚生労働省医政局看護課

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した対応について」

⇒『医療機関等が所要の医療提供等を継続するために必要な代替職員の確保についての協力依頼』

令和2年3月2日 日本看護協会から、都道府県看護協会へ

⇒『看護職の確保について、都道府県からの要請に応じ、ナースセンターの職業紹介による確保等について、協力を依頼』

令和2年4月7日 緊急事態宣言発令

令和2年4月8日 中央ナースセンターからeナースセンター求職登録者・届出制度登録者50,000人の看護職に復職の依頼メールを、一斉に送信

看護職の方で現在、就業していない方へ（復職のお願い）

eナースセンター求職登録者の皆様へ/「とどけるん」届出登録者の皆様へ

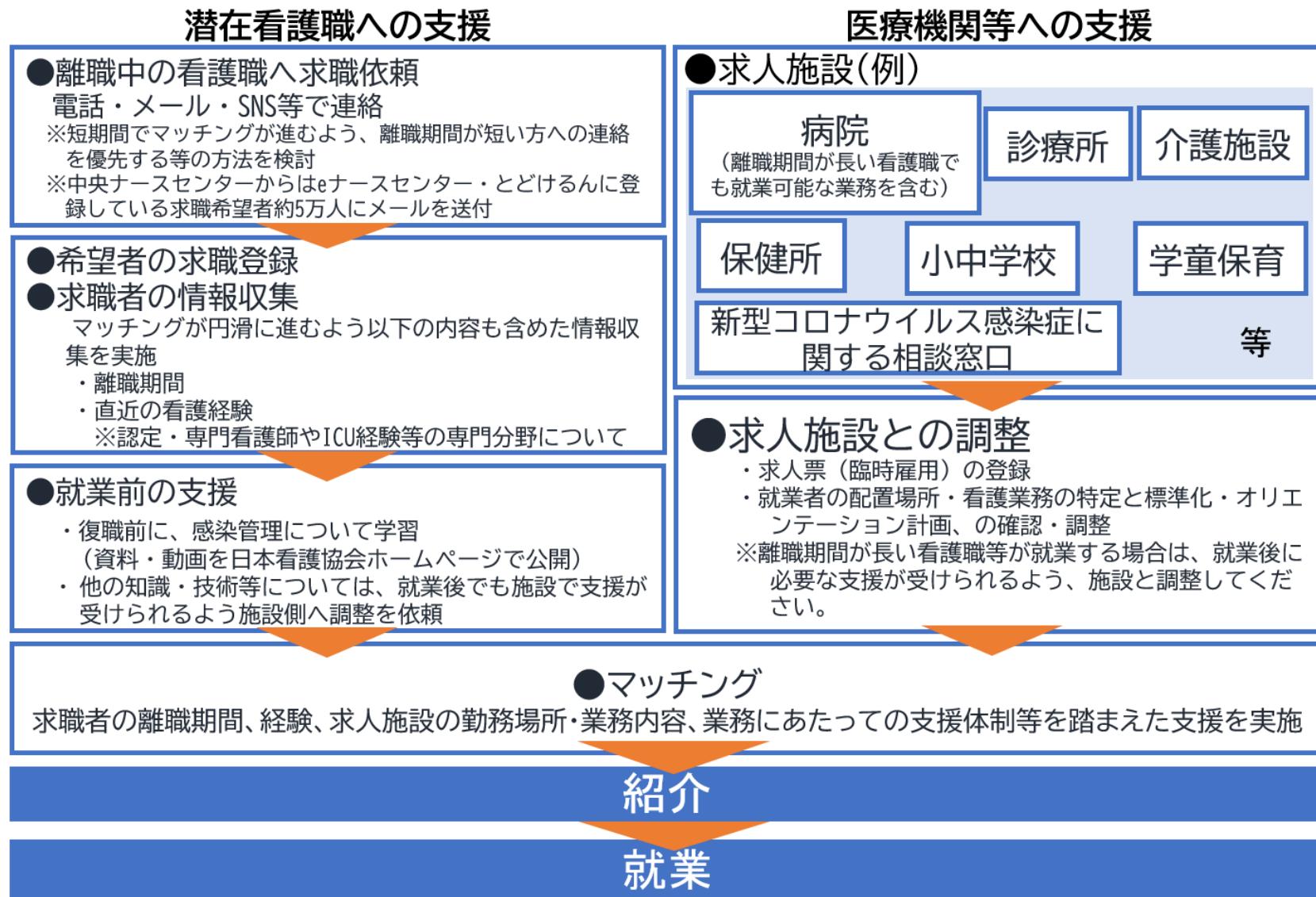
新型コロナ感染症による感染の拡大に伴い、医療・介護施設等で看護職の就業が求められています。

現在、さまざまな場所で看護職が必要とされており、病院はもとより、診療所、介護施設等の医療・介護現場だけでなく、保育所や学童保育、小中学校、新型コロナウイルス感染症に関する電話相談などでも就業が求められています。

就業するにあたっては、常勤だけでなく、短期間や時間単位等による多様な勤務形態での就業も可能です。また、お住まいの都道府県だけでなく、他の都道府県での就業も求められています。

看護職の免許をお持ちの方で就業していない方におかれましては、復職をお願いいたします。ご協力いただける場合は、以下のナースセンター一覧よりお住まいの都道府県ナースセンターにご相談ください。

3-2)-④看護職の確保の状況 ～潜在看護職を活用した確保のスキーム～



3-2) ⑤看護職の確保の状況 ~ナースセンター実績~

ナースセンターでの求職・求人実績(4月20日現在)

相談・問い合わせ数（件）			求職者数 (人)	求人数 (人)	紹介人数 (人)	就業者数 (人)
看護職	施設	その他				
2778	211	191	1287	345	224	110

就業場所	就業者数（人）
コロナ関連の相談対応コールセンター	47
軽症者宿泊施設	30
病院	7
診療所	1
その他施設	17
計	110

3-3) -①課題解決のための国への要望

国への要望一覧

日付	宛先	要望内容
2月28日	厚生労働省 保険局長	<ol style="list-style-type: none">災害時同様の入院基本料等に関する診療報酬上の柔軟な対応2020年度診療報酬改定にあたっての十分な準備期間の確保
3月27日	文部科学省 初等中等教育局長	<ol style="list-style-type: none">医療的ケア等に関わる学校配置の看護師等への処遇
3月30日	厚生労働大臣	<ol style="list-style-type: none">医療機関における看護職員の確保策の推進医療機関、介護施設、訪問看護事業所に対する防護関連用具の確保、配付訪問看護事業所における事務手続き等の柔軟な対応
3月30日	内閣府全世代型社会保障改革担当大臣 特命担当大臣(経済財政政策)	<ol style="list-style-type: none">医療的ケア等に関わる学校配置の看護師等への処遇医療機関・介護施設・訪問看護事業所等に対する衛生材料の確実な供給医療的ケア児を養育する家庭等に対する衛生材料等の確実な供給地域における感染管理に関する専門性の高い看護師の活用による体制整備の強化介護施設・訪問看護事業所等における看護職員の確保および連携体制の推進訪問看護事業所の事業存続のための財政的支援とICT導入推進
3月30日	新型コロナウイルスに関連した感染症 対策に関する厚生労働省対策推進本部 厚生労働省 医政局長 社会・援護局長 老健局長	<ol style="list-style-type: none">医療機関・介護施設・訪問看護事業所等に対する衛生材料の確実な供給医療的ケア児を養育する家庭等に対する衛生材料等の確実な供給地域における感染管理に関する専門性の高い看護師の活用による体制整備の強化介護施設・訪問看護事業所等における看護職員の確保および連携体制の推進訪問看護事業所の事業存続のための財政的支援とICT導入推進

3-3) ②課題解決のための国への要望

国への要望一覧

日付	宛先	要望内容
4月15日	厚生労働大臣 内閣府全世代型社会保障改革担当大臣 特命担当大臣	<ol style="list-style-type: none">新型コロナウイルスに感染した患者に対応した、又は対応する可能性が高い看護職一人ひとりに対し、危険手当を支給されたい1に記載した看護職が帰宅せずホテル等に宿泊した場合、当該看護職に対し1泊につき15,000円を上限に宿泊費の補助（病院において費用を負担している場合は医療機関に対して補助）を行っていただきたい。
4月15日	厚生労働大臣 内閣府全世代型社会保障改革担当大臣 特命担当大臣	医療機関（病院又は診療所）が妊娠中の看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費（賃金等）に対する補助金の支給をお願いしたい。
4月16日	厚生労働大臣 厚生労働省保険局長	<ol style="list-style-type: none">特定集中治療室等における重症患者への医療提供に対する加算等の創設重症患者に対する特定集中治療室管理料等の算定期間の延長特定集中治療室管理料等を算定する治療室以外での重症患者対応への評価
4月21日	厚生労働省医政局長 厚生労働省保険局長 厚生労働省老健局長	<ol style="list-style-type: none">報酬算定にかかる基準及び要件等の臨時の対応について訪問看護従事者の確保および事業所の存続支援に係る情報提供について
4月21日	厚生労働大臣 厚生労働省医政局長 厚生労働省保険局長	新型コロナウイルス感染症の医療機関内におけるPCR検査に関する要望書

3-3)一③課題解決のための国への要望

妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員の確保について

要望内容

医療機関(病院又は診療所)が妊娠中の看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費(賃金等)に対する補助金の支給をお願いしたい

＜要望提出先＞

- ・ 厚生労働大臣（令和2年4月15日）
- ・ 内閣府全世代型社会保障改革担当大臣特命担当大臣（経済財政政策）（令和2年4月15日）

令和2年4月15日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井トシ子



妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員の確保について

新型コロナウイルス感染症の増加を受けて、医療機関に勤務する妊娠中の看護職員より感染のリスクがある勤務環境について相談等があることから、現状報告とともに、以下のとおり対応について要望いたします。

記

＜現状＞

- ・ 国内では、新型コロナウイルス感染者が増加し、感染症指定医療機関だけでなく一般的な医療機関に感染症患者が受診する可能性が高くなっている。
- ・ 4月1日、13日に厚生労働省より「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」が発出され、職場での配慮等について要請された。
- ・ しかし、医療従事者については、テレワークが不可能であることから、妊娠中の看護職員は出勤せざるを得ない状況がある。
- ・ 妊娠中の看護職員からは、発熱、呼吸器症状のある患者に対しても受け持ちを行っており、不安だという相談が複数届いている。
- ・ 妊婦は、新型コロナウイルス感染患者のハイリスクであり、一般的には妊婦が肺炎を発症すると重症化する可能性がある。

＜要望＞

医療機関(病院又は診療所)が妊娠中の看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費(賃金等)に対する補助金の支給をお願いしたい。

新型コロナウイルス感染症対応している 看護職に対する危険手当について

要望内容

新型コロナウイルスに感染した患者に
対応した、又は対応する可能性が高い
看護職一人ひとりに対し、危険手当を支
給されたい。

〈要望提出先〉

- ・厚生労働大臣（令和2年4月15日）
- ・内閣府全世代型社会保障改革担当大臣特命担当大臣（令和2年4月15日）

令和2年4月15日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井トシ子



新型コロナウイルス感染症対応している看護職に対する危険手当の支給等について

現在、日本国内の複数の地域で感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の患者が散発的に発生しており、国民・医療関係者が一体となって拡大防止に努めています。さらには、無症状者が別の疾患等で医療機関を受診することなどによって、院内感染が生じ、医療従事者は、自身が感染する、自身が感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖を感じながら職務にあたっています。

なかでも看護職は24時間、365日患者に関わっており、感染に対するリスクは甚大です。

また新型コロナウイルス感染症に対応している医療機関の看護職は、「感染するから保育を拒否される」「感染するからタクシーから乗車拒否される」などの謂れのない誹謗中傷を受けています。

国難ともいわれる今般の状況において、自らの危険を顧みず業務に従事している看護職に、危険手当等を支給していただきますようお願いいたします。

【要望1】

下記の通り、新型コロナウイルスに感染した患者に対応した、又は対応する可能性が高い看護職一人ひとりに対し、危険手当を支給されたい。

記

1. 対象となる看護職

① 新型コロナウイルスに感染した患者又は感染した疑いのある患者に対応した看護職及びその補助を行った看護職

2. 支給方法

危険手当を大幅に増額し、対象看護職個人に支給すること

3. 支給期間

日本国内で初めて新型コロナウイルス感染が確認された日から、新型コロナウイルスの蔓延がほぼ終息したとして別に定める日まで

【要望2】

要望1に記載した看護職が帰宅せずホテル等に宿泊した場合、当該看護職に対し1泊につき15,000円を上限に宿泊費の補助（病院において費用を負担している場合は医療機関に対して補助）を行っていただきたい。

新型コロナウィルス感染症患者への医療提供における 診療報酬に関する要望書

要望内容

- 特定集中治療室等における重症患者への医療提供に対する加算等の創設
- 重症患者に対する特定集中治療室管理料等の算定期間の延長
- 特定集中治療室管理料を算定する治療室以外での重症患者対応への評価

＜要望提出先＞

- 厚生労働大臣（令和2年4月16日）
- 厚生労働省保険局長（令和2年4月16日）

令和2年4月16日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

厚生労働省保険局長
濱谷 浩樹 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井トシ子



新型コロナウィルス感染症患者への医療提供における 診療報酬に関する要望書

新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い、人工呼吸器や体外式膜型人工肺（ECMO）管理を要する新型コロナウィルス感染症の重症患者が増加している。重症患者に対して必要な感染予防策を講じた上で医療を提供するためには、より一層手厚い看護職員配置をはじめとする医療資源の確保が不可欠である。適切な治療の継続と、医療従事者の安全確保に必要な体制整備のための診療報酬上の特例的な対応として、以下のとおり要望する。

記

1. 特定集中治療室等における重症患者への医療提供に対する加算等の創設

新型コロナウィルス感染症重症患者への医療提供には、人工呼吸器装着患者1名に対して看護職員1名以上、ECMO装着患者1名に対して看護職員2名以上の配置が必要であり、現行の施設基準以上の看護職員を配置し対応している。また、重症患者の対応に係る看護職員を確保するため、一部の病棟を閉鎖する、または新たな看護職員を雇用する等の対応が医療機関で行われ、経済的負担が生じている。このような現状を鑑み、人工呼吸器やECMO管理を要する新型コロナウィルス感染症重症患者への医療提供に対する特例的な対応として、新たな加算等の創設を要望する。

知ら
であ
の投
型コ
対応
する。

価
すべ
療室
や一
加配
べき
療室

以上

3-3)⑥課題解決のための国への要望

新型コロナウィルス感染症の医療機関内における PCR検査に関する要望書

要望内容

- 手術や検査、分娩、その他の診療を目的に当該医療機関へ受診する者に対して、症状の有無にかかわらず医師が感染を疑った場合は、PCR検査を医療保険の適用とされたい
- 新型コロナウィルス感染症を受け入れている医療機関において、不安を持ちながら勤務している医療従事者が希望した場合、PCR検査を実施し、その費用を公費で負担されたい。

<要望提出先>

- 厚生労働大臣（令和2年4月21日）
- 厚生労働省医政局長（令和2年4月21日）
- 厚生労働省保険局長（令和2年4月21日）

令和2年4月21日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



新型コロナウィルス感染症の医療機関内における PCR検査に関する要望書

医療機関を受診する患者等は無症候であっても新型コロナウイルスに感染している可能性があり、その場合、院内感染を防ぐことは困難である。また、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関で従事する看護職をはじめとする医療従事者は、無症候であっても新型コロナウイルスに感染している場合もあり、院内感染防止のためには、症状がなくても適切な対応がとれるようなPCR検査の実施が求められる。更に、医療従事者は、万が一に感染している可能性も考え、患者や他医療従事者に加え、同居の家族等にも感染させてしまうのではないかという不安の中で医療提供を行っている。

現在、国内におけるPCR検査の実施体制が十分ではないことは承知しているが、院内感染を防止し、必要な医療提供体制を維持していくためには、無症候者も含めた新型コロナウイルス感染症の医療機関内におけるPCR検査が不可欠であるため、以下のとおり要望する。

記

- 手術や検査、分娩、その他の診療を目的に当該医療機関へ受診する者に対して、症状の有無にかかわらず医師が感染を疑った場合は、PCR検査を医療保険の適用とされたい。
- 新型コロナウィルス感染症患者を受け入れている医療機関において、不安を持ちながら勤務している医療従事者が希望した場合、PCR検査を実施し、その費用を公費で負担されたい。

以上

3-4) ① 新型コロナウイルス感染症に関する看護職への支援 ～メールによる総合相談窓口の設置～

- ✓ 日々現場で看護に携わる看護職のみなさまの不安や悩みについてご相談をお受けします
- ✓ 医療機関や介護施設、訪問看護ステーション等における感染管理や、今後の働き方、看護職のみなさまのメンタルヘルスに関する支援により、現状の改善を目指します

4月6日～4月20日まで、看護職を対象にした「新型コロナウイルス感染予防窓口」を開設
問い合わせへの対応。(計113件)

4月20日～



「新型コロナウイルス感染症に関する看護職の相談窓口」を
新たに開設

相談体制:【新型コロナウイルス感染症に関する看護職の相談窓口】

下記4領域において、それぞれの専門的知識をもつ回答者が対応します

①感染管理について、②看護職の働き方について、③メンタルヘルスについて、④その他

方法:ご相談は日本看護協会ホームページから専用フォームにて受け付けます。土日祝日を含め、感染対策等急を要する相談に関しては一両日中のタイムリーな回答を目指します。

3-4) ②新型コロナウイルス感染症に関する看護職への支援 ～新型コロナウイルス感染予防および対策に関する普及～

新型コロナウイルス感染予防および対策に関する資料を、公式ホームページに掲載

■ 感染予防の基本(資料)

感染予防の基礎からさまざまな現場、状況を想定した感染予防および感染症発生後の拡大防止策などをまとめています。

■ 新型コロナウイルスに特化した動画

- ・個人防護具の正しい着脱(診察編)
- ・COVID-19を疑う患者の検体採取の方法
- ・「3つの密」を避ける！(施設編)
- ・ベッドサイドで行うケア・処置(吸引編)



【個人防護具の正しい着脱(診察編)】より抜粋

https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/index.html?utm_source=top&utm_medium=banner&utm_campaign=square

3-5)ICN(国際看護師協会)との連携

～ICNによるCOVID-19への行動要請：12の重要な優先事項

1. 適切な個人防護具を看護職や医療従事者へ

本会の取組み：マスク・個人防護具確保に向けた要望

2. 感染予防、管理研修、指針と研修の確保

本会の取組み：関連資料・動画の公式ホームページ掲載

3. 看護職と医療従事者のウェルビーイングを守る

本会の取組み：看護職への相談窓口の開設

4. 医療従事者の感染追跡と包括的調査システムの実施

5. 看護職の財政的な保護、手当を確実に

本会の取組み：看護職への危険手当の要望

6. 看護労働職を急速に拡大する際に、安全で安心な登録、規制対応を

本会の取組み：潜在看護職の活用・復職支援

7. 要求が高く、複雑性が高い領域への看護職員の効果的配置

本会の取組み：ICUへの看護配置、認定看護師・専門看護師の活用促進

8. 新たなケアモデルとイノベーションの奨励、開発、支援

9. 一般市民の支援を明示し、看護師の社会における価値を認識

10. 看護リーダーシップの活用

本会の取組み：要望の提出、関係機関への情報提供

11. COVID-19公衆衛生戦略への看護職の関与

12. パンデミックから学び、将来へ備える

3-6) 日本看護協会からの提言

- 急性期の医療機関はもとより、一般の医療機関にも感染症看護専門看護師や、感染管理認定看護師の配置が必須
- 公衆衛生の第一線機関として保健所の機能を強化すべし
- ナースセンター機能の一層の強化が必要
(看護職の資格管理制度の創設)
- リスクコミュニケーションの強化

4. 国民の皆様へ 看護職の皆様へ



4-1) 国民の皆様へ

医療崩壊を防ぐためには感染拡大防止が必要不可欠

国民の皆様が感染しないこと、これが看護職を含む医療関係者には何よりの励みになり、何よりのエールになります

- 国民の皆様も不自由な生活を余儀なくされていると思うが、医療機関、介護施設等においては、医師や看護職、医療従事者は、日夜、最善を尽くして感染予防や診療などの業務に従事し、地域医療を支えて
- 国民の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの集団発生防止にむけて、3つの密である、「多数が集まる密集場所」「換気の悪い密閉空間」「間近で会話や発声する密接場面」を避けるための行動を、引き続き、お願ひいたします。
- 引き続き、最前線で対応している看護職への応援をお願いいたします。



引用: 厚生労働省HP

4-2) 看護職の皆様へ

現在は、まさに国難と言える状況です。

日夜、最前線で新型コロナウイルスと戦っている看護職の皆さんに最大限の敬意を表します。

皆さんの看護が求められています。

もちろん、自分自身の健康、安全の確保にも十分気をつけてください。

防護関連用具や衛生材料の不足に対しては、その確保について国や関係機関に強く働きかけています。

更なる看護職の確保にも、ナースセンター等において全力で取り組んでいます。

看護職へのいわれのない誹謗、中傷や差別に対しては、その不当性を広く呼び掛けています。

そして、自らの危険を顧みずに患者の治療と感染拡大の防止に奮闘している看護職のため、安全安心な職場環境と相応の待遇の実現を目指します。

先の見えない戦いですが、ともに頑張っていきましょう。日本看護協会も皆さんを支援するため、ともに全力で戦います。

「Nursing Now_いま私にできること」 キャンペーン

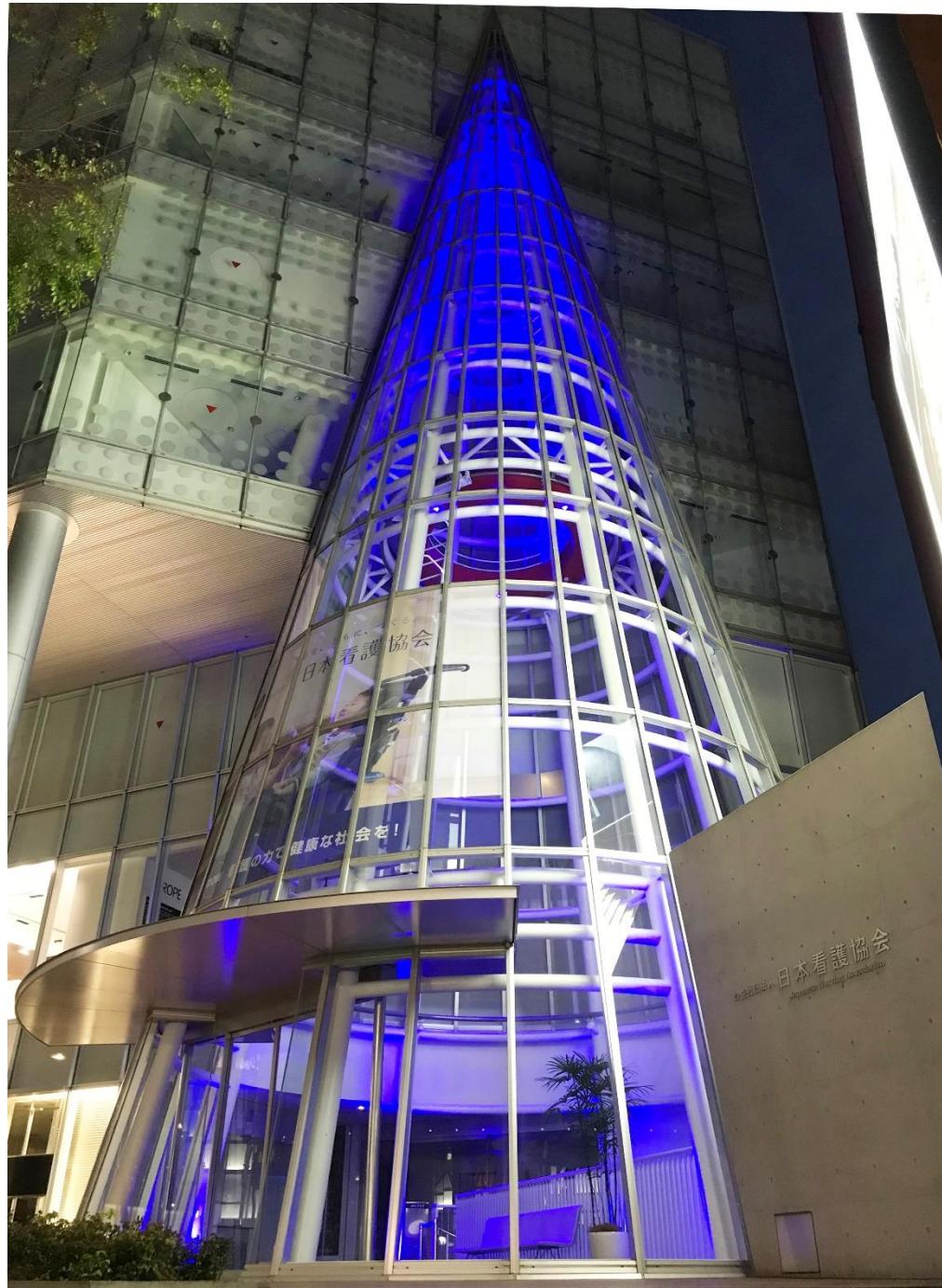
新型コロナウイルス感染症という未知のウイルスとの戦い、日本の医療を救うためには、**国民のみなさまが感染しないこと**、これが看護職を含む医療・介護従事者には何よりの励みになり、何よりのエールです。
感染しないための自身の取り組みや、最前線で働く**看護職へのエール**を発信し
日本の医療を救いましょう。

日本の医療を救え

#NursingNow いま私にできること

看護職へエールを！



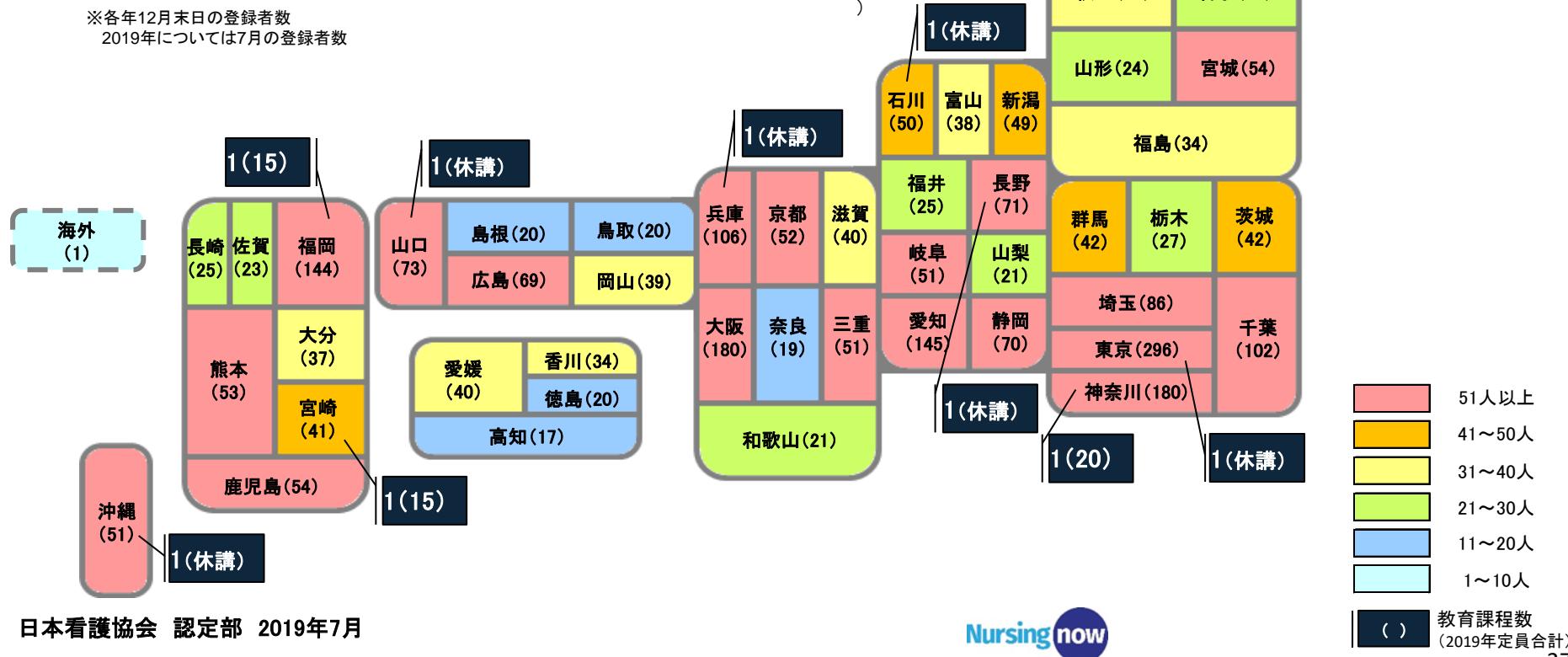


參考資料

感染管理認定看護師数 2,903名

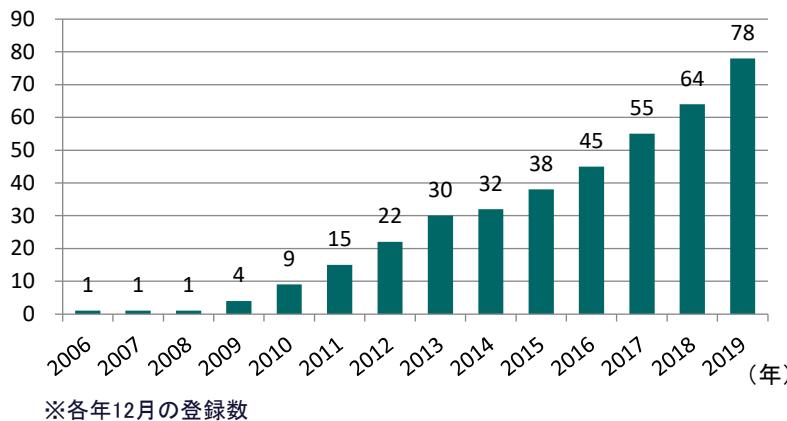


※各年12月末日の登録者数
2019年については7月の登録者数



感染症看護専門看護師数 78名

(人) 感染症看護専門看護師数推移



北海道(4)

1

青森(0)

秋田(0) 岩手(0)

山形(0) 宮城(3)

福島(1)

石川(0) 富山(0) 新潟(0)

福井(0) 長野(1)

岐阜(0) 山梨(3)

愛知(9) 静岡(2)

兵庫(2) 京都(0) 滋賀(0)

大阪(5) 奈良(0) 三重(0)

和歌山(0)

群馬(0)

栃木(2)

茨城(1)

埼玉(3)

千葉(1)

東京(15)

神奈川(13)

3

51人以上

41～50人

31～40人

21～30人

11～20人

1～10人

0人

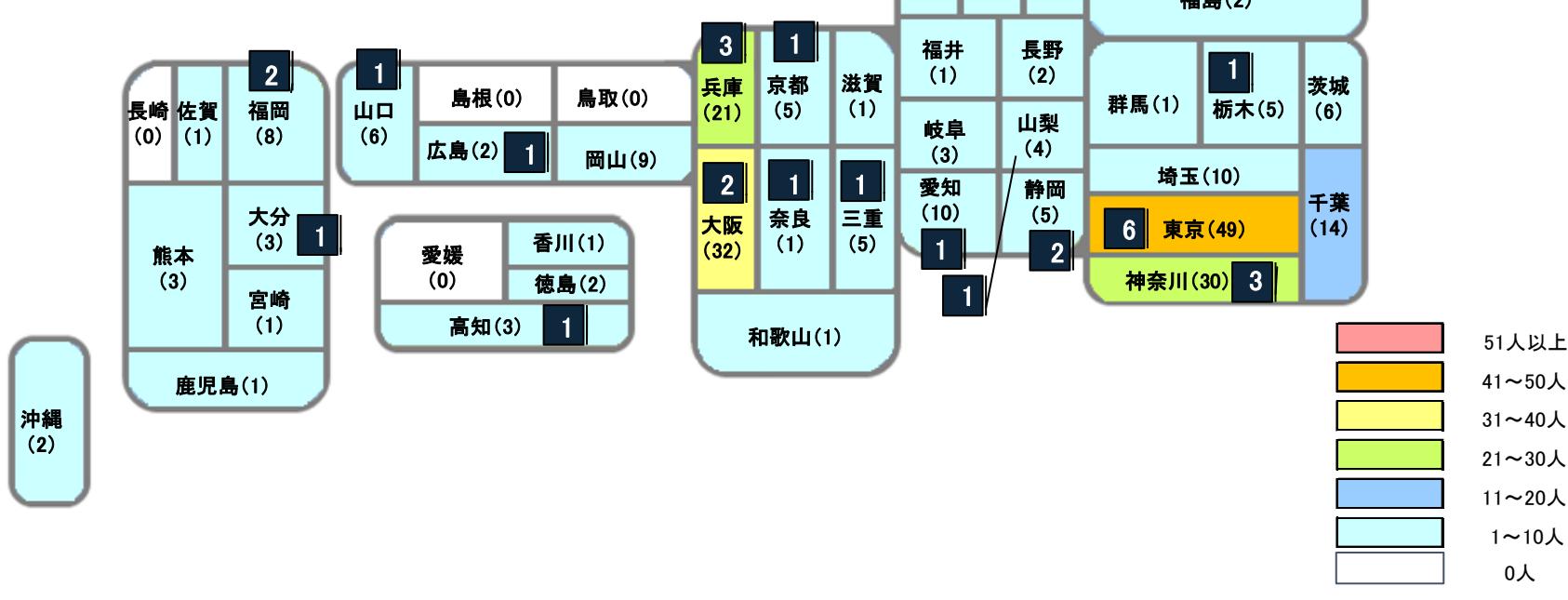
専門看護師
教育課程数

沖縄(0)

急性・重症患者看護専門看護師数 280名



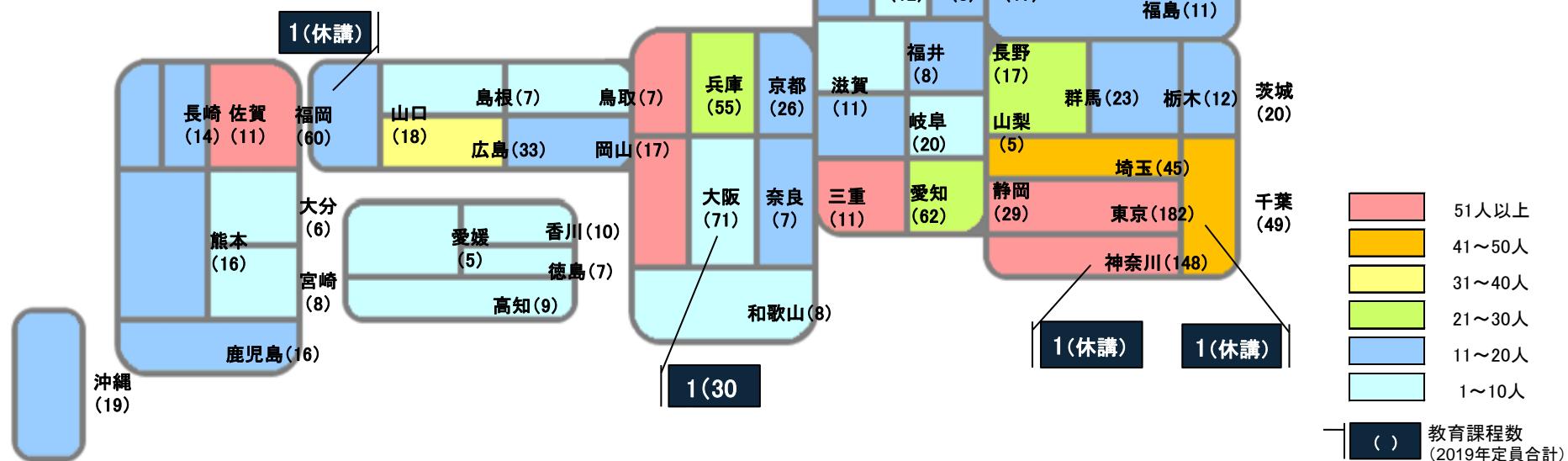
※各年12月末の登録数



集中ケア認定看護師数 1,214名



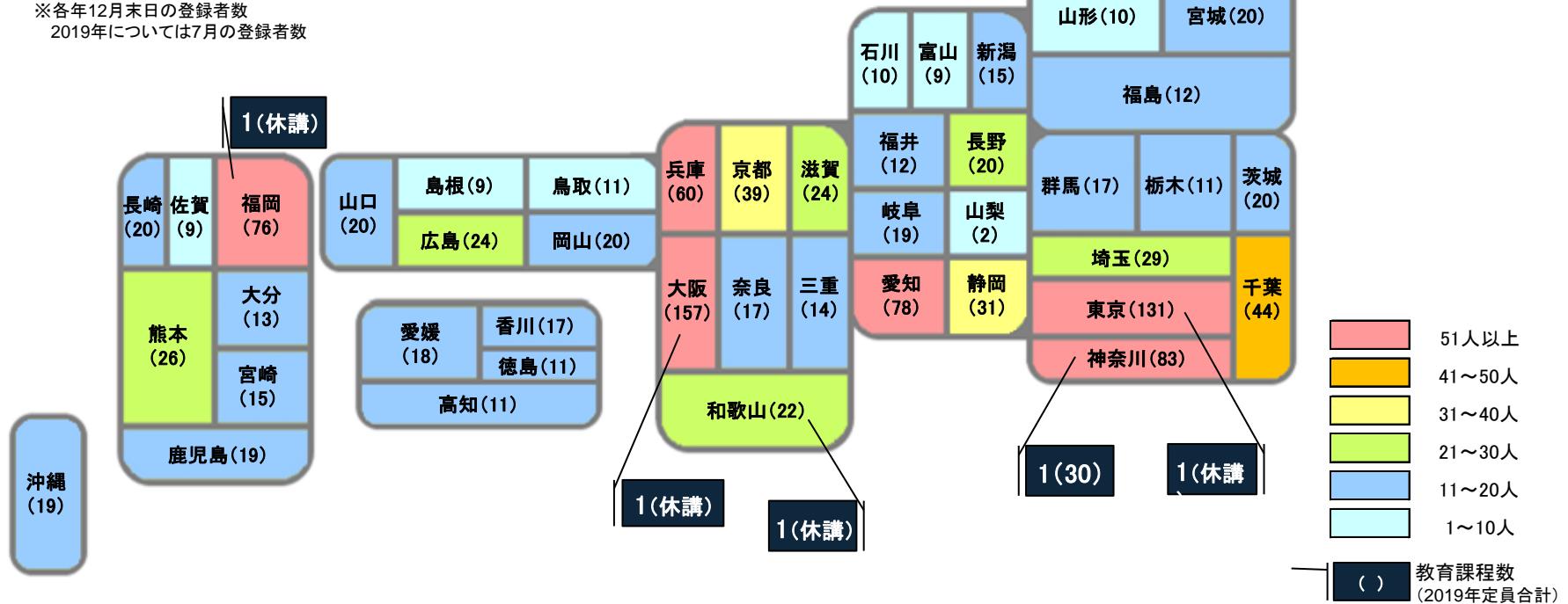
※各年12月末日の登録者数
2019年については7月の登録者数



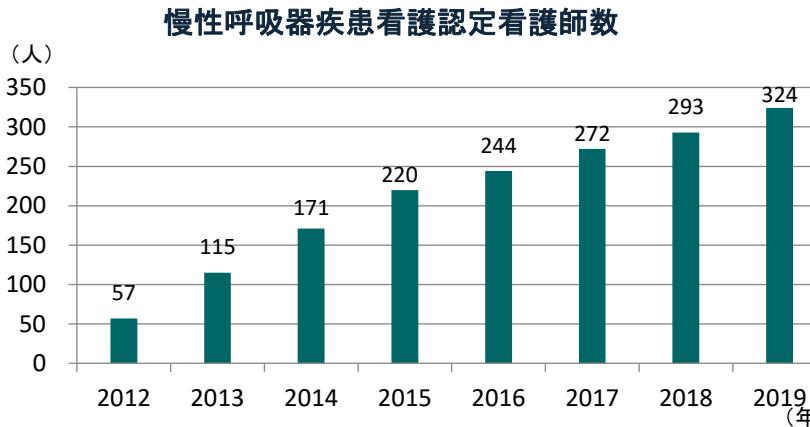
救急看護認定看護師数 1,327名



※各年12月末日の登録者数
2019年については7月の登録者数



慢性呼吸器疾患看護認定看護師数 324名



※各年12月末日の登録者数
2019年については7月の登録者数

